

福祉

戦没者追悼式

先の大戦における戦没者に追悼の意を表し、恒久平和を祈念する戦没者追悼式を挙行します。遺族の人は参列ください。

とき 10月18日(金)

午後1時30分から

※受付は午後1時から。事前申込不要

※会場に献花用の花あり

ところ

保健福祉センター

問合先

福祉政策課

☎06(6902)6093

重度障がい者医療証を送付

重度障がい者医療証の有効期限は6年10月31日(木)です。11月1日(金)以降の医療証は、加入保険と6年度(5年中)の所得の確認ができた人へ10月中旬に郵送します。

社会保険などの確認が必要な人と未申告の人には通知をしていますので、手続きをお願いします。

重度障がい者医療の対象者

○1級・2級の身体障がい者手帳所持者

○判定Aの療育手帳所持者

○身体障がい者手帳と判定B1の療育手帳所持者

○1級の精神障がい者保健福祉手帳所持者

○特定医療費(指定難病)、特

定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者

※所得制限あり

申込・問合先

障がい福祉課

☎06(6902)6154

℡06(6905)9510

○カフェゆんたく

(島頭4丁目11・11)

問合先 隣保館ぶどうの木

☎072(800)6768

○なるなるドッグカフェ

(御堂町2・24)

問合先

ケアプランなるなる

☎072(886)1553

○とにかく明るい喫茶店

(三ツ島1丁目17・10)

問合先

門真第5地域包括支援センター

1 ☎072(883)3334



認知症カフェ

認知症の人や家族、地域の人、専門職などが集まり情報交換や相互支援を行い、ホッとできる居場所です。詳しくは各カフェへお問い合わせください。

○かよってサロン

(月出町11・1)

問合先

社会福祉法人ロータス福祉会

☎06(6780)0808

認知症サポーター
ステップアップ講座

認知症の人から世界がどう見えているか、参加者同士で交流しながら想像してみませんか。

とき 11月11日(月)

午後2時～3時30分

ところ

保健福祉センター

対象

認知症サポーター養成講座を受講した人

費用

無料

申込方法

電話

申込・問合先

門真第2地域包括センター

☎06(6906)7077

門真第3地域包括センター

☎072(800)0825

タブレットを使った健康教室

とき 10月22日～11月19日の火曜日(全5回)

午後1時30分～3時30分

ところ 老人福祉センター

対象 市在住で60歳以上の人

費用 無料

申込方法 10月15日(火)までに電話または直接

申込・問合先

老人福祉センター

☎06(6903)7771

大阪府高齢者大学校
2025年度受講生募集

よの豊かな生活を実現をめざすシニアのための講座です。

開講期間

7年4月～8年3月

申込方法 10月21日(月)～11月22日(金)午後3時までに申込書を郵送、持参または当校ホームページから申し込み

費用 年額6万円

※詳しくは問い合わせ

問合先 大阪府高齢者大学校・募集委員会

☎06(6360)4471

ミシンで作ろう
ボランティア講座

とき 10月24日～11月21日の木曜日(全5回)

午後1時30分～3時30分

ところ 保健福祉センター

講師 門真市介護者(家族)の会縫製部

対象

市在住・在勤で家庭用ミシンを扱える人

費用

4作品1600円(1作品あたりの材料費400円)

申込方法

10月1日(火)～17日(木)に本センターホームページ、公式SNSから申し込みまたは電話

傾聴ボランティア養成講座

とき 10月30日～11月27日の水曜日(全5回)

午後2時～4時

ところ

保健福祉センター

講師

傾聴ボランティアグループこのの耳会

対象

市在住・在勤の市内で活動できる18歳以上の人

※高校生を除く

費用

無料

申込方法

10月1日(火)～23日(木)に本センターホームページ、公式SNSから申し込みまたは電話

申込・問合先

門真市ボランティアセンター

☎06(6902)6453

保険

国民健康保険短期被保険者証をお持ちの人へ

これまでは、収納課窓口にて国民健康保険短期被保険者証を交付していましたが、10月下旬に、7年10月31日(金)まで有効な保険証または国民健康保険被保険者資格証明書を送ります。

そのため、10月30日(水)・31日(木)の時間外相談窓口は開設しませんので、ご注意ください。

問合先 収納課

☎06(6902)5665

国民健康保険被保険者証を10月中旬に送付

新しい国民健康保険被保険者証(桃色)を10月中旬に簡易書留で送付します。12月2日(月)の保険証廃止後も、有効期限の7年10月31日(金)まで使えます。

転送不可のため、住所地以外への送付を希望する場合は窓口または郵送で送付先変更を届け

出てください。

不在連絡票が投函された場合は保管期限までに郵便局に再配達の手配をしてください。

◆健康保険課での窓口交付開始は11月7日(木)から

顔写真付き本人確認書類を持参してください。同じ世帯でない人は委任状が必要です。

社会保険に加入したら国民健康保険脱退の届出を

法律改正により、10月から社会保険の適用範囲が拡大します。国民健康保険の加入者が社会保険に加入したときは脱退の届出が必要です。届出はオンラインや郵送でもできます。

社会保険加入後は職場の保険証が届いていなくても、国民健康保険の保険証を使わないでください。

脱退届に必要な物

職場の健康保険証、国民健康保険証など

問合先

健康保険課

☎06(6902)5697

税金

固定資産税家屋調査にご協力を

新築・増築家屋(住宅・店舗・事務所・倉庫・車庫など)の外観確認や内装の聞き取りをするため、徴税吏員証を携帯した市職員が訪問します。

◆家屋の滅失届

家屋を取り壊した場合、滅失届と必要書類を提出してください。法務局で滅失登記した場合は提出不要です。

◆未登記家屋の名義変更

未登記家屋の所有者が変更になった場合、未登記家屋名義変更申告書と必要書類を提出してください。

◆必要書類など詳しくは問い合わせ

提出・問合先

課税課

☎06(6902)5918

公的年金から特別徴収する市・府民税

10月分から本徴収に

前年度から特別徴収の人は、10月から特別徴収額が変わります。今年度から特別徴収となる人は、10月から特別徴収が開始となります。

対象

4月1日現在65歳以上で、公的年金にかかる条件を満たすすべての人

※手続きは不要

◆特別徴収が継続される場合

公的年金からの特別徴収対象者が4月1日以降に他市区町村へ転出した場合、今年度の本徴収が継続され、次年度分の仮徴収は行われません。

12月と2月分の本徴収税額変更の場合に限り、特別徴収が継続されます。

問合先

課税課

☎06(6902)5898

令和6年度
定額減税補足給付金
(調整給付)

申請期限は10月31日(木)まで

※郵送の場合は消印有効

確認書の返送がまだの人はお急ぎください。期限を過ぎると受付できません。確認書類に不備があった人には通知書を送付していますので、期限までに必ず必要書類を提出してください。

申請・問合先

給付金専用窓口(市役所別館3階)

☎06(6902)5826

※受付は平日午前9時～午後5時30分

市役所の日曜相談窓口(10月)

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合先など
マイナンバー	6日(日)・27日(日) 午前9時～正午	業務内容 マイナンバーカードの交付・再交付、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定・ロック解除、マイナンバーに関する相談 ※混雑時は待ち時間が発生する場合あり 相談・問合先 市民課 ☎06(6902)5983
国民年金	27日(日) 午前9時～正午	業務内容 国民年金加入、免除申請など 持ち物 本人確認書類 ※離職した人は離職票、代理申請は委任状が必要 相談・問合先 市民課 ☎06(6902)6005
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料納付	27日(日) 午前9時～正午	持ち物 運転免許証など本人確認ができる物 相談・問合先 収納課 ☎06(6902)5935